

AC News

Ashiyacity Consumer
Affairs Center

Vol.6

2024年12月
【発行・問い合わせ】
芦屋市地域経済振興課
(芦屋市消費生活センター)
☎：0797-38-2179
📍：芦屋市精道町7番6号

警報!! SNS をきっかけとしたトラブル多発 若者から高齢者まで被害が広がっています

カン違いさせるような巧妙な表示で多くの人がトラブルに巻き込まれるケースが増えています。スマホは便利ですが身近なところに潜むリスクに要注意です。典型的なパターンを3つ紹介します。

■ きっかけその① 広告

SNSで「1日10分で簡単に誰でも稼げる副業紹介」という広告を見て登録、マニュアル費用として5万円を指定された個人名義の口座に振り込んだ。マニュアル通りにやっても稼げず、返金を求めたが断られた。その後相手と連絡が取れなくなった。



■ きっかけその② 広告

SNSの広告で「全身脱毛キャンペーン中、顧客満足度 No.1」の表示を見て無料カウンセリングの申し込みをして店に行った。

カウンセリングで、すぐに30万円もする高額な契約を勧められ断ったが、「ローンを組むと月々1万円のキャンペーン中」と言われ断り切れず契約した。予約がなかなか取れずやめたい。

■ きっかけその③ SNS で知り合った人

SNSで知り合った人に誘われて海外の暗号資産の投資のために100万円を振り込んだ。スマホ画面では、チャートが表示され、毎日の利益が数字で把握できるようになっていた。

ある程度利益が出たので出金しようとする、「手数料30万円が必要」と言われ振り込んだ。

さらに「海外取引税50万円を先に振り込むように」と指示された。振込先はいつも個人名義の口座だった。結局、お金はまったく出金できず、利益もウソだった。



トラブルに合わないための注意点



1. SNS 上には **詐欺広告** や **ウソの情報** があふれている
2. 「簡単に稼げる」「誰でも儲かる」投資はない
3. **SNS** で知り合った人のことを安易に信用しない
広告内容も要注意、特に「無料」、「今だけ」、「No.1」は **要注意**
4. 振込先に個人名義の口座を指定されたら、**詐欺の可能性あり**

ネット通販に注意!!

～ お得に試したはずなのに「定期購入」になっていた！？ ～



ネット通販では、商品を選んで申込みボタンをタップ(クリック)することで申込みとなり、その後の承諾画面の表示や承諾のメールが届くことで、契約が成立します。

契約には法的な責任が伴うため、一度契約すると、原則として一方の都合だけで契約をやめることはできません。無断で返送しても、キャンセルしたことにはなりません。

ネット通販などの通信販売にはクーリング・オフ制度はありません。

取引条件や返品可否、解約条件は原則サイトに記載されている条件に従うことになります。条件は画面上に小さく表示されていることがあります。

トラブルにあわないために

- 申込み前に「最終確認画面」をスクロールして最後まで確認しましょう。
- 注文直後に表示された「割引クーポン」などの利用時にも再度確認しましょう。
- 最終確認画面はスクリーンショットで保存しましょう。

契約前の契約条件のチェックリスト

- 定期購入が条件になっていませんか?
- 継続期間や購入回数が決まっていますか?
- 支払総額はいくらですか?
- 解約の際の連絡手段を確認しましたか?
- 「解約・返品できるか」「解約・返品できる場合の条件」など返品特約や解約条件を確認しましたか?
- お届け予定日や利用規約の内容を確認しましたか?



定期購入の中でもトラブルの多い「健康食品」について考えてみましょう

健康に良いことをうたった食品全体のことを、一般的に健康食品といいます。

錠剤・粉末・顆粒・ドリンク状とさまざまで、手軽に成分が摂れると人気ですが、**あくまでも食品** です。



参考：いわゆる「健康食品」のホームページ（消費者庁 HP）より

健康食品の Q&A



リスクは？

効果は？

健康食品は薬と同じ効果がありますか？

薬とは違います。あくまでも「食品」であり、痛みの症状を軽くする、病気を治す・病気を防ぐ効果が必ずしも期待できるものではありません。

高額な製品は効果が期待できますか？

根拠はありません。

食品ならたくさん食べても大丈夫？

表示をよく読み、一日の摂取目安量や摂取方法、注意事項を確認しましょう。

特定の成分が濃縮・強化されている場合、過剰摂取による健康被害を受けやすい特徴があります。基礎疾患がある人は、治療薬と健康食品の併用により体に影響が出ることがありますので、かかりつけ医や薬剤師にまず相談しましょう。

日記やお薬手帳に、摂取した健康食品と量・体調を記録すると安心です。

健康食品との付き合い方

健康食品は食事・運動・休養の質を高めるための補助と理解して、上手に利用しましょう。健康食品に頼らず、毎日の食事から栄養バランスを取ることが大切です。

芦屋市消費生活センターって どんなところ？

芦屋市消費生活センターは芦屋市役所が運営している行政機関です。

消費者トラブルの相談を受けたり、その情報を活かしてトラブルに遭わないように市民の方に向けて広報などで情報提供をしたり、知識を高めるための講座を開いています。

専門資格を持った相談員が、個人属性を伺ったうえで相談内容を詳しく聞き取り、問題点を整理します。

基本的に、事業者との自主交渉の方法や、具体的な解決方法などについて「助言」や「情報提供」をします。センターが必要と判断した場合は、相談員が事業者との間に入って問題解決に向けた話し合いのお手伝いである「あっせん」をします。

ただし、事業者への指導や強制、弁護士業務のように相談者の代理人になつての交渉はできません。

また、内容によっては適切な相談先機関を案内しています。



0797 - 38 - 2034

【住所】 芦屋市 精道町 7 番 6 号 芦屋市役所本庁舎 北館 3 階
【相談受付】 平日（月～金） 9 時～12 時・12 時 45 分～16 時

PIO-NET（全国消費生活情報ネットワークシステム）によれば、芦屋市消費生活センターが 2024 年（令和 6 年）4 月から 9 月に受け付けた相談件数は 449 件となりました。

契約当事者の年齢別割合では 60 歳代以上で全体の半数以上を占め、高齢者の消費生活トラブルの割合が高くなっています。

相談内容は「インターネット通販」や「定期購入」に関する相談が最も多い結果となりました。一人で悩まず、消費生活センターへお早目にご相談ください。

消費生活に関する出前講座 ～ 皆さまにお届けしたい！耳よりな情報 ～

芦屋市消費生活センターの消費生活相談員が
消費生活に関する知識や情報をお伝えする講座です。
ご要望に応じて講座内容は調整可能ですので、ぜひご利用ください。



QR コード

- 【対象者】 市内のグループ（学校、会社、自治会、PTA、ご近所、友達同士の集まりなど）
- 【費用】 無料
- 【開催日時】 平日の午前 9 時～午後 5 時の間で 90 分以内
※土曜日・日曜日・祝日のご希望があれば要相談
- 【申し込み】 講座開催予定日の 1 か月前までに HP に掲載している「消費生活出前講座受講申込書」を地域経済振興課へ提出してください。業務の都合により、ご希望に添えない場合がございますので、あらかじめご了承ください。
- 【その他】 会場の確保は申込者でお願いします。パワーポイントでの受講をご希望される場合は、パソコン・機材等の準備をお願いします。